委　任　状

山梨県総合県税事務所長 殿

次の 自動車税 自動車取得税 に係わる過誤納還付金の請求及び受領に関する一切の権限を右記の者に委任します。

平成　年　月　日

課税年度	平成　年度	自動車登録番号	山梨・富士山（いずれかに○印を記入）
過誤納事由（該当事由に○）	1 抹消登録済み　2 県外転出登録（その後抹消登録予定あり） 3 納めすぎ　4 その他（　）		
発生年月日	平成　年　月　日 ※ 発生事由2の場合は、予定年月日を記入		（発生年月日の記入がない場合は委任状は受理できません。）

受任者（右欄も委任者（納税義務者）が記入）

〒	
住所	
フリガナ	
氏名（名称）	
TEL	

委任者（納税義務者）（太枠内は委任者（納税義務者）が記入・押印）

〒	
住所	
フリガナ	
氏名（名称）	
TEL	

印

※ 個人は認印又は実印のどちらでも使用可能

※ 法人は登記済みの代表者印のみ可

照合印

委任者印と同一の印を押印のこと

受任者が初めて口座振替で還付金の受領を希望する場合に受任者が記入

既に受任者として口座登録されている方は以下の記入は不要です。

振込先金融機関

銀行　農協　信用金庫　信用組合　本店　支店　支所

※ ゆうちょ銀行口座に振込をする場合は振込票の「店名・預金種目・口座番号」を記入してください。

ゆうちょ銀行　店

口座番号

口座種別（いずれかに○印）：1普通預金　2当座預金

口座名義人

フリガナ（必ず記入してください）

氏名（名称）

【注意】口座名義は、上記受任者欄の氏名（名称）と同一名義のものに限ります。

【受任者が口座登録できる口座数は、1受任者＝1口座です。】

注意事項【重要です。必ずお読みください。】

1. 次の提出期限までに山梨県総合県税事務所自動車税部あてに必着するよう提出してください。（期限までに提出されないときは、納税義務者に還付（充当）されます。）
   ◆過誤納事由1=抹消登録月の翌月10日まで　◆過誤納事由2=県外転出登録(予定)月の翌月10日まで　◆過誤納事由3=事由発生後7日以内　◆過誤納事由4=事由発生後7日以内
   ※提出期限が閉庁日(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日)にあたるときは直前の開庁日が提出期限となります。なお提出期限後の提出や郵送による到達は一切受理できません。
2. 委任者（納税義務者）が法人の場合は、必ず代表者印(登記所届出済み印鑑)を押印してください。（社印、支店印、営業所印等は不可。また、代表者や支店長等の私印も不可。）
3. 委任者（納税義務者）の印影が不鮮明等で確認できず疑義が生じた場合は、委任者(納税義務者)御本人に直接確認することがあります。
4. 記載した内容を訂正する場合は訂正箇所を二重線で見え消しにし、太枠内は委任者欄に押印した委任者印で訂正印を押印し、振込口座欄は受任者の印で訂正印を押印してください。
   （訂正印のないもの又は修正液等で訂正したものは受理できません。）
5. 委任者に滞納がある場合は充当されることがあります。
6. 受任者の氏名（名称）と口座名義人の氏名（名称）が相違する場合は申し出の口座に振り込みができません。（委任状の受理はできません。）
7. 記入内容に不明な点等がある場合は、委任者（納税義務者）御本人に直接確認することがあります。
8. 既に口座登録されている受任者の方は、振込口座を記入しないでください。また、口座変更する場合は次の提出先に必ずご連絡下さい。

提出先：〒406-8558 山梨県 笛吹市 石和町 唐柏 1000－4 山梨県総合県税事務所 自動車税部 自動車税課 管理担当 TEL055-262-4662

県税担当者使用欄	
口座確認担当者	
処理年月日	